

ひたちなか市条例第 33 号

ひたちなか市議会基本条例

地方分権の進展により、地域が抱える様々な課題に対し、自らの責任と判断のもと、地方自治体の実情に合った政策を立案し、展開することができる環境が整いつつある。このような状況下において、住民に一番身近な存在である市町村が果たすべき役割はますます重要となっており、それに伴い、二元代表の一翼を担う議会が果たすべき役割もまた重要性を増してきている。

ひたちなか市議会は、これまでも市長その他の執行機関と健全な緊張関係を保ちながら、意思決定、行政監視、民意集約、政策提言などを通じて、市政発展に取り組んできた。あわせて、議員一人ひとりが選挙による信託を受けた市民の代表であることを重く受け止め、分かりやすく効率的な議会運営、議員定数の見直しや政治倫理条例の制定など様々な議会改革にも取り組んできた。今後、議会の機能を十分に発揮し、更なる地方分権の進展に適切に対応していくためには、積極的に情報を公開し、市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加や議員間での自由^{かつたつ}闊達な討議を通して、市政の課題を明らかにし、政策の立案や提言を積極的に行っていかなければならない。

これまで積み重ねてきた取組を確かなものとし、議会及び議員の使命、役割、責務を自覚しながら、より一層市民の負託にこたえられる議会を目指して全力で取り組んでいくことを決意し、議会運営及び議員活動の基本となる事項を定める条例をここに制定する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 議会運営等（第 3 条－第 7 条）
- 第 3 章 議員活動等（第 8 条－第 12 条）
- 第 4 章 市民との関係（第 13 条－第 15 条）
- 第 5 章 市長等との関係（第 16 条－第 19 条）
- 第 6 章 議会事務局等（第 20 条・第 21 条）

第7章 補則（第22条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ひたちなか市議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにし、議会運営、議員活動、市民との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他議会の基本的な事項を定めることにより、議会の権能を最大限に発揮しながら、市民の負託に的確にこたえ、ひたちなか市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する条例、規則、規程等を制定し、又は改正する場合には、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第2章 議会運営等

（議会の使命）

第3条 議会は、市民を代表する組織として、議会活動を通じて市民の多様な意見を集約し、市政に反映させることを使命とする。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、前条に規定する使命を果たすため、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- （1） 市民に開かれた会議で議員同士の自由な討議を行い、条例の制定改廃、予算等の議決により、市の意思決定を行うこと。
- （2） 市長等の市政運営を監視するとともに、市民の意思を適切に市政運営に反映するための政策議論の充実を図り、政策の立案、決定、改善提言又は評価（以下「政策立案等」という。）を行うこと。
- （3） 議会活動を市民が正しく評価できる情報の公表に努めるとともに、市民の生活に重大な影響を与える議案について各議員の意見を明らかにするなどの説明責任を果たすこと。
- （4） 市民に分かりやすく効率的な議会運営に努めること。

(5) 市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めること。

(議会における審議等の原則)

第5条 議会の運営は、原則として委員会での審査、調査を経た後、その結果をもとに、本会議において審議、議決を行う委員会中心主義によるものとする。

(本会議及び委員会)

第6条 本会議は、全議員で構成し、議会の最終的な意思決定を行うものとする。

2 常任委員会は、市政の課題に迅速に対応するため、閉会中においても所管事務の調査を活発に行うなど、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

3 特別委員会は、市政の特定の課題について特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

4 定例会の回数については、ひたちなか市議会定例会の回数を定める条例(平成6年条例第8号)の定めるところによる。

(議決事件の追加)

第7条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、市の重要な計画等の決定に議会が参画する必要性と市長の政策執行上の必要性とを比較考量の上、別に条例で定める。

第3章 議員活動等

(議員の活動原則)

第8条 ひたちなか市議会議員(以下「議員」という。)は、この条例を遵守し、議会を運営することにより、市民に対する責任を果たさなければならない。

2 議員は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

(1) 選挙による信託を受けた市民の代表として、まちづくりの課題に取り組むこと。

(2) 議案についての質疑、討論、表決、議案・動議の提出等の権限を行使し、議会を運営すること。

(3) 政策立案等や審議に必要な知識の向上や技能の研さんに努めること。

- (4) まちづくりの課題全般について、市民の意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (5) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に捉われず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (6) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (7) 市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、緊急的な調査活動を行うこと。

(会派)

第9条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等において議論を尽くし、その意思を表明するものとする。

3 議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市長は、会派に対し、ひたちなか市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第16号）の定めるところにより、政務活動費を交付するものとする。

(議員定数)

第10条 議員の定数については、ひたちなか市議会議員定数条例（平成14年条例第25号）の定めるところによる。

(議員の政治倫理)

第11条 議員は、ひたちなか市議会政治倫理条例（平成23年条例第19号）を規範とし、遵守しなければならない。

(議員報酬)

第12条 議員報酬については、ひたちなか市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成6年条例第33号）の定めるところによる。

第4章 市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

第13条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民との意見交換を通じて、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議員は、市民の意見・提案等に対して公平、公正、誠実に応答し、必要に応じて請願を議会に紹介するものとする。

4 議会は、請願・陳情の審査、参考人からの意見聴取、公聴会の開催等により、市民の意見を適切に市政運営に反映させるよう努めるものとする。

(議会報告会)

第14条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することについては、別に定める。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第5章 市長等との関係

(緊張関係の保持)

第16条 議会審議における議員と市長等との関係については、健全な緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

(議会審議における論点情報の形成)

第17条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策を検証するため、政策形成に関わる情報を求め、議会審議における論点を明確にするよう努めるものとする。

(予算及び決算における政策説明)

第18条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対して、施策別又は事業別の分かりやすい説明を行うよう求めるものとする。

(災害時の対応)

第19条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応については、別に定める。

第6章 議会事務局等

(議会事務局)

第20条 議会は、市長等の事務執行の監視及び政策立案等に関する議会の機能を発揮し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

第7章 補則

(見直し手続)

第22条 議会は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。